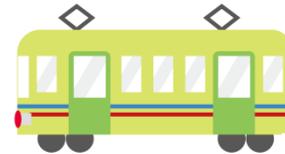


# 特定不妊治療にかかる通院交通費助成のご案内

特定不妊治療を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費の一部を助成します。

## 対象となる通院交通費



### (1) 令和2年10月1日以降の治療（通院）

	1回の治療期間	通院交通費助成の対象
例1	令和2年9月1日～9月30日	対象外
例2	令和2年9月30日～10月30日 通院した日は9月30日及び 10月7日, 14日, 21日, 28日	通院した日のうち、 10月1日以降の通院のみが助成対象
例3	令和2年10月1日～10月30日	対象

### (2) 下記の医療機関への通院

- ①指定医療機関
- ②指定医療機関からの紹介等を受けて、投薬や注射等のために通院する医療機関
- ③指定医療機関からの紹介等を受けて、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）のために通院する医療機関

## 通院交通費助成の対象者

- (1) 1回の治療にかかった通院交通費の合計額が1万円を超えた方
- (2) 通院交通費助成を受けようとする治療期間について、「京都府特定不妊治療費助成金」（以下「治療費助成金」という。）の交付決定を受けた方

- 注1 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- 2 「治療費助成金」と「通院交通費助成金」の申請を同時に行うことは可能です。可能な限り同時に申請をしてください。
  - 3 治療を受ける本人の通院のみを対象とし、同行される方の通院は対象となりません。

## 通院交通費の助成額

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (\text{1回の治療にかかった通院交通費}(\ast)\text{の合計額} - 10,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= (\text{1日の通院交通費相当額} \times \text{通院回数} - 10,000 \text{円}) \times 1/2 \\ &= \{A(\text{妻の通院交通費}) + B(\text{男性不妊治療に伴う通院交通費}) - 10,000 \text{円}\} \times 1/2 \end{aligned}$$

- (※) 通院交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により通院した場合の費用を基準額とします。基準額より少額の費用をもって申請された場合には、この限りではありません。通院交通費の計算方法は、「通院交通費の計算方法について」をご覧ください。

## 申請の方法

- 治療終了後、下記に記載する書類を、最寄りの府保健所へ提出してください。
- 可能な限り、「治療費助成金」の申請と同時に申請してください。  
やむを得ない場合は、通院交通費助成金の申請を後日に行うことも可能です。

申請を同時に行う場合及び後日に行う場合のどちらにおいても、「特定不妊治療費助成事業申請書（第1号様式）」の「通院交通費助成金の申請（予定）」欄で「有」を選択し、提出をお願いします。

## 提出書類

「治療費助成金」の申請書類に加えて、下記の書類を提出してください。

	必要書類	注意事項
1	特定不妊治療通院交通費助成金交付申請書（第4号様式）	・ 1回の治療につき1枚必要です。
2	(ア) 通院証明書（第5号様式） または (イ) 医療機関から発行された領収書の写し	(ア) の場合 ・ 所定様式に医療機関が記入してください。  (イ) の場合 ・ 治療期間の最終日に発行される領収書上（あるいは別紙）に「 <u>全ての通院日</u> 」及び「 <u>通院した方の氏名</u> 」が「 <u>メモ書き</u> 」され、かつ医療機関の押印があるものに限り ・ 「治療費助成金」と同時申請でない場合は、「治療費助成金」の申請の際に領収書の原本もしくは写しをお手元に残しておき、「通院交通費助成金」の申請時に添付してください。
3	通院状況申告書（別紙）	・ 1回の治療の中で、通院する医療機関や通院経路が異なる通院日がある場合には、 <u>それぞれで作成</u> いただき、複数枚を提出してください。
4	その他の添付書類	・ ETC利用証明書等、「通院交通費の計算方法について」に記載する添付書類を添付してください。

## 申請受付

**令和3年3月31日まで** ※治療終了後は早めに申請してください。

（令和2年4月1日～令和3年3月31日までに治療が終了したもの）



京都府 健康福祉部 こども・青少年総合対策室

電話 075-414-4727 メール [kodomo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kodomo@pref.kyoto.lg.jp)  
ホームページ <https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/010723hunin2.html>

# ----- 通院交通費の計算方法について -----

## 通院交通費の助成額

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (1 \text{ 回の治療にかかった通院交通費の合計額} - 10,000 \text{ 円}) \times 1/2 \\ &= (1 \text{ 日の通院交通費相当額} \times \text{通院回数} - 10,000 \text{ 円}) \times 1/2 \\ &= \{A \text{ (妻の通院交通費)} + B \text{ (男性不妊治療に伴う通院交通費)} - 10,000 \text{ 円}\} \times 1/2 \end{aligned}$$

となっています。

**1回の治療（治療期間）の交通費が10,000円を超えない場合は、申請いただけません。**

出発地の最寄り駅（バス停）から、医療機関に到着するために利用された、合理的な経路を記載してください。

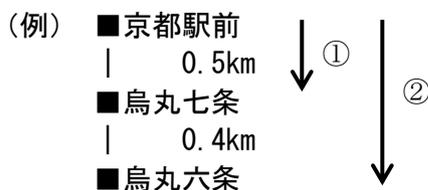
（注）公共交通機関を利用された場合、記載された経路が合理的とは認めがたい場合など、申請額どおりの助成とならない場合がありますので、ご了承ください。

## バスの料金について



バス料金は、下記の場合に通院交通費助成の対象となります。

- ◆ 乗車するバス停と降車するバス停の間に1つ以上のバス停が存在するとき
- ◆ バス停が間になくても、乗車するバス停と降車するバス停の間の距離が1km以上あるとき



区間	助成	理由
①	対象外	間にバス停が存在せず、また1km未満であるため。
②	対象	1km未満だが、間にバス停が存在するため。

## 鉄道料金について

運賃の他、条件を満たす場合には特急料金も助成の対象となります。

### ◆ 特急料金（指定席）

片道の特急乗車区間が、100km以上の場合

※シーズン等により料金が異なります。

申請においては、通院日によらず、便宜上、通常期料金を記載してください。

当方で、繁忙期、閑散期については、料金を加算・減算します。

### ◆ 自由席特急料金

京都府域内の特急乗車区間が、片道70km以上の場合

例：JR 二条ー綾部間（距離片道72.0km）



◇ 京都丹後鉄道の管内で異なる特急列車を乗り継ぐ場合に限り、二本以上の列車を一本の列車と見なして特急料金を計算します。

	乗り継ぎ	距離	通算距離	助成の有無
例 1	①宮津－福知山：「たんごりレー号」 （福知山で乗り換え） ②福知山－京都：「きのさき」	30.4km 88.5km	118.9 km	通算 100km 以上となるので、 ①②とも <b>特急料金（指定席）</b> が助成の対象となります。
例 2	①宮津－福知山：「たんごりレー号」 （福知山で乗り換え） ②福知山－三田（兵庫県）：「こうのとりのり」	30.4km 72.8km	103.2 km	②だけなら特急料金は助成 できませんが、通算 100km 以 上となるので、①②とも <b>特急 料金（指定席）</b> が助成の対象 となります。
例 3	①宮津－福知山：「たんごりレー号」 （福知山で乗り換え） ②福知山－亀岡：「きのさき」	30.4km 68.3km	98.7 km	②だけなら特急料金が助成 できませんが、府内通算 70km 以上となるので、①② とも <b>自由席特急料金</b> が助成 の対象となります。

## 自家用車の利用について

現住所から医療機関までの一部区間あるいは全区間を、自家用車を利用したほうが合理的である場合に、**全路程 1 km（1 km未満の端数切り捨て）**につき、**37円**が助成の対象となります。

下記の添付書類が必要です。

### ◆ 高速道路を利用しない場合

- ・距離の根拠資料として、グーグルマップ等のルート検索等を印刷したものを添付してください。  
（1往復分のみで可能です）

### ◆ 高速道路を利用した場合

- ・高速道路の利用料金を含めて助成額を計算します。  
日付毎に、利用区間や料金等がわかる資料（ETC利用証明書等）を添付してください。

※駐車代は助成の対象外です。

※高速道路の利用区間は、目的地までの合理的な経路とします。

## その他

備考欄には、控除する金額等があれば記載してください。 ※証拠書類等は不要です。

### 記入例 1) 控除する金額 8,400円

通院日数 10日のうち6日分は、上記区間の一部について、勤務先から通勤手当が支給されており、1通院につき1,400円分、6日分で8,400円が不要。

### 記入例 2) 控除する金額 25,000円

〇〇市町から、この治療にかかる通院交通費の助成を一部受けているため不要。